

仕様書

- 1 業務名 吉母管理場浸出水処理施設定期整備業務
- 2 実施場所 下関市大字吉母字舟頭 1 0 3 3 2 番地 1 吉母管理場
- 3 委託期間 契約締結日 から 令和 8 年 3 月 2 7 日 まで

4 概要

(1) 業務概要

吉母管理場の浸出水処理施設の良好な性能及び機能を維持するため、当該設備の点検、補修、整備、試運転、清掃等を実施し、適正かつ安定的な処理の継続を図るもの。

(2) 吉母管理場の施設概要

- ア 施設種別 一般廃棄物・産業廃棄物処理施設（最終処分場）
- イ 埋立開始 昭和 6 1 年 4 月
- ウ 敷地面積 全体 4 8 6 , 4 0 7 m²
- エ 埋立方式 サンドイッチ方式
- オ 処理能力 浸出水 4 1 0 m³/日
- カ 処理方式 別図 1 「吉母管理場浸出水処理施設フローシート」参照
 - (ア) 浸出水処理方式 流入調整設備＋前凝集沈殿設備＋生物処理設備
＋後凝集沈殿設備＋高度処理設備（ろ過＋活性炭吸着）＋消毒放流
 - (イ) 汚泥の処理方式 濃縮＋貯留

5 業務内容

業務内容は、次の（１）から（４）とし、業務に必要な各交換部品は別表「交換部品表」のとおりとする。その他、整備に必要な副資材・消耗品等は、受託者にて準備すること。

（１）２系第２沈殿槽汚泥掻寄機

ア 取替	1 式
イ 試運転調整	1 式

（２）No.1 予備ばっ気ブロワ(アンレット製 BS6100 7.5kW)

ア モーターベアリング交換	1 式
イ 部品交換整備	1 式
ウ 試運転調整	1 式

（３）調整ポンプ①

ア 取替	1 式
イ 試運転調整	1 式

（４）中継ポンプ①

ア 取替	1 式
イ 試運転調整	1 式

6 業務実施日及び業務実施時間

（１）業務実施日

業務実施日については、委託者と協議の上、決定すること。また、別途汚水処理槽清掃作業（１１月予定）により、各槽の水抜きが実施されるため、必要があれば日程等を調整すること。

（２）業務実施時間

原則として、午前８時１５分から午後５時までとする。

7 管理体制

（１）業務責任者の配置

受託者は、業務責任者を選任し、委託者へ報告すること。

（２）業務責任者の役割

- ア 委託者への連絡及び報告並びに委託者との協議
- イ 業務従事者の監督及び統括

（３）人員配置

業務が円滑に遂行されるよう人員配置をすること。また、委託者が業務の

改善を要求した場合、受託者は業務実施方法等の見直しを図ること。

(4) 要望又は苦情等への対応

受託者は、業務に関する要望又は苦情を受けた場合、直ちに委託者に報告し、両者で協議の上、迅速かつ適切に改善、再発防止等の措置を講ずること。

8 提出書類

受託者は、委託者と十分に協議の上、次に掲げる書類を作成し、提出時期のとおり提出しなければならない。

提出書類	内容	部数	提出時期
業務完了報告書		1 部	業務完了時
業務写真	完成、着手前、施工中	1 部	業務完了時

9 環境に関する配慮事項

別紙 2 「特記仕様書（環境編簡易）」のとおり

10 下関市暴力団排除条例による措置

別紙 3 「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」とおり

11 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、各関係法令を遵守すること。また、事故の防止と安全の確保に十分に努めること。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たっては、本仕様書に従い、疑義及び問題が生じたときは、委託者と協議の上、誠意をもって解決すること。
- (3) 受託者は、吉母管理場の業務に支障の無いよう配慮し、委託者と協議の上で業務実施日時を決定すること。
- (4) 受託者は、吉母管理場へ搬入出する際には、交通安全等十分に努めること。
- (5) 受託者は、本業務の実施に必要な人員、作業用具、雑材消耗品、発生する廃棄物の運搬に適した車両及び運転手その他必要なものを確保すること。
- (6) 受託者は、業務により発生した廃棄物を委託者の処分場に搬入する場合、搬入先は、原則として吉母管理場とし、搬入料金は減免とする。ただし、搬入時には搬入基準を遵守し、事前にその日時を委託者に連絡すること。
- (7) 受託者の故意又は重大な過失によって、第三者及び委託者の工作物その

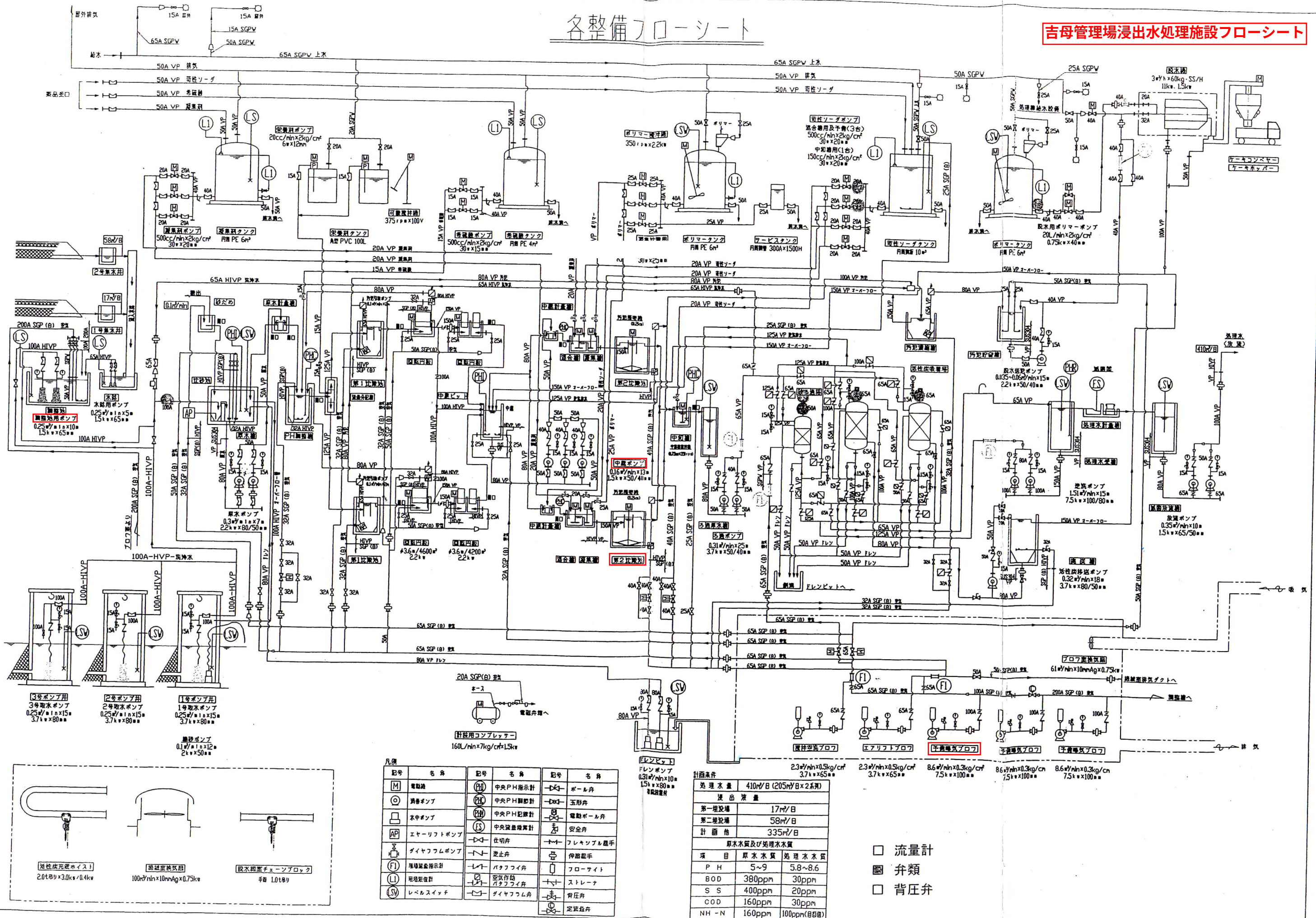
他のものに損害を与えた場合は、受託者の責任においてその損害を賠償すること。

(8) 受託者は、請負業者賠償責任保険に加入すること。

(9) 本仕様書等に定める提出書類等には、記載したものを容易に消去することのできる筆記用具（鉛筆、消せるボールペン等）を使用しないこと。

各整備フローシート

吉母管理場浸出水処理施設フローシート



凡例	記号	名称	記号	名称	記号	名称
	[M]	電動機	[PH]	中央PH指示計	[D]	ボール弁
	[P]	調整ポンプ	[PH]	中央PH調整計	[D]	玉形弁
	[AP]	水中ポンプ	[PH]	中央PH調整計	[D]	電動ボール弁
	[AP]	エアリフトポンプ	[PH]	中央PH調整計	[D]	安全弁
	[AP]	ダイヤフラムポンプ	[PH]	仕切弁	[D]	フレキシブル継手
	[AP]	ダイヤフラムポンプ	[PH]	逆止弁	[D]	伸縮継手
	[AP]	ダイヤフラムポンプ	[PH]	バックフイ弁	[D]	フローサイト
	[AP]	ダイヤフラムポンプ	[PH]	空気作動バックフイ弁	[D]	ストレーナ
	[AP]	ダイヤフラムポンプ	[PH]	ダイヤフラム弁	[D]	背圧弁
	[AP]	ダイヤフラムポンプ	[PH]	ダイヤフラム弁	[D]	定圧弁

計測条件	2.3m³/min×0.5kg/cm²	2.3m³/min×0.5kg/cm²	8.6m³/min×0.3kg/cm²	8.6m³/min×0.3kg/cm²	8.6m³/min×0.3kg/cm²
処理水量	410m³/日 (205m³/日×2系)				
浸出液量					
第一浸出液	17m³/日				
第二浸出液	58m³/日				
計測値	335m³/日				
原水水质及び処理水水质					
項目	原水水质	処理水水质			
PH	5~9	5.8~8.6			
BOD	380ppm	30ppm			
SS	400ppm	20ppm			
COD	160ppm	30ppm			
NH-N	160ppm	100ppm (BOD)			

- 流量計
- 弁類
- 背圧弁

別表 交換部品表

品 名	型番・仕様等	数量	単位
(1) 2系第2沈殿槽汚泥掻寄機			
掻寄機減速機	*市支給品	1	組
固定用架台	*市支給品	1	組
覆い蓋	製作品 樹脂製	1	台
(2) No1予備ばっ気ブロワ整備			
ベアリング		4	個
油止めカラーオイルシール付		2	個
カラー用○リング		2	個
Vシール		2	個
スナップリングS		2	個
スペーサーS		2	個
スペーサーR		2	個
ハウジングガasket		2	個
ノンアスギアカバーパッキン		1	個
オイルゲージ		1	個
ウレタン芯金付		1	個
タイミングギア		2	個
Vシール		5	本
(3) 調整ポンプ①			
ポンプ	型式 50TM21.5-61	1	台
	海水用水中チタンポンプ		
(4) 中継ポンプ①			
ポンプ	型式 50TM21.5-61	1	台
	海水用水中チタンポンプ		

別紙 2

特記仕様書（環境編簡易）

下関市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、下関市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取組には受託者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、受託者は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

受託者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

受託者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに下関市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

受託者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに下関市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

受託者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。

- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

別紙 3

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 下関市と受託者は、下関市暴力団排除条例第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 下関市は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受託者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、下関市が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 下関市は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受託者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受託者が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

- 2 受託者は、前項の規定により、下関市が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 受託者は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに下関市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 下関市、受託者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、この契約の履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。